

議第89号

山形県公安委員会委員の任命について

次の者を山形県公安委員会委員に任命することについて、警察法（昭和29年法律第162号）第39条第1項の規定により、同意する。

三 浦 新 一 郎

提 案 理 由

山形県公安委員会委員吉田眞一郎は、令和5年7月9日に任期が満了するので、その後任者を任命するため提案するものである。

議第90号

山形県監査委員の選任について

次の者を山形県監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、同意する。

海老名 信 乃

提 案 理 由

山形県監査委員海老名信乃は、令和5年7月13日に任期が満了するが、引き続き同人を山形県監査委員に選任するため提案するものである。

議第91号

山形県人事委員会委員の選任について

次の者を山形県人事委員会委員に選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、同意する。

安 孫 子 俊 彦

提 案 理 由

山形県人事委員会委員安孫子俊彦は、令和5年6月28日に任期が満了するが、引き続き同人を山形県人事委員会委員に選任するため提案するものである。

議第92号

山形海区漁業調整委員会委員の任命について

次の者を山形海区漁業調整委員会委員に任命することについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第138条の規定により、同意する。

本 間 優 子

提 案 理 由

山形海区漁業調整委員会委員矢口明子は、令和5年2月28日をもって辞任したので、その後任者を任命するため提案するものである。